

鳥取市都市公園条例（昭和40年条例第4号）新旧対照表 第28条関係

改正後			改正前		
○鳥取市都市公園条例 昭和40年4月1日 鳥取市条例第4号			○鳥取市都市公園条例 昭和40年4月1日 鳥取市条例第4号		
第1条～第21条（略） 別表第1及び別表第2（略） 別表第3（第10条関係、第17条の6関係） 第3条第1項各号に掲げる行為に対する使用料			第1条～第21条（略） 別表第1及び別表第2（略） 別表第3（第10条関係、第17条の6関係） 第3条第1項各号に掲げる行為に対する使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1m ² 1日につき	50円	行商、募金その他これに類する行為	1m ² 1日につき	50円
業とする写真の撮影 ア 常時	写真機 1台1月につき	500円	業とする写真の撮影 ア 常時	写真機 1台1月につき	500円
イ 臨時	〃 1日につき	100円	イ 臨時	〃 1日につき	100円
業とする映画撮影の行為	1時間につき	200円	業とする映画撮影の行為	1時間につき	200円
興行	1m ² 1日につき	10円	興行	1m ² 1日につき	10円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為	1m ² 1日につき	5円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為	1m ² 1日につき	5円
備考 第3条第1項に掲げる行為に係る土地の使用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て			備考 第3条第1項に掲げる行為に係る土地の使用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て		

た額)とする。

別表第4 (第10条関係)

公園の占用の許可をする場合

区分	単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため土地を使用させる場合	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に掲げる単位	電気通信事業法施行令別表第1の2の表宅地欄に掲げる額及び同表の3に掲げる額
水道管、下水管、ガス管その他これに類するもの	1m 1月につき	10円
競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	1m ² 1日につき	5円
標識	1か所 1月につき	50円
工事中施設、工事中材料の置場その他これに類するもの	1m ² 1日につき	3円

備考 公園の占用の許可に係る土地の使用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表第5 (第10条関係)

公園施設の設置及び管理の許可をする場合

た額)とする。

別表第4 (第10条関係)

公園の占用の許可をする場合

区分	単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため土地を使用させる場合	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に掲げる単位	電気通信事業法施行令別表第1の2の表宅地欄に掲げる額及び同表の3に掲げる額
水道管、下水管、ガス管その他これに類するもの	1m 1月につき	10円
競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	1m ² 1日につき	5円
標識	1か所 1月につき	50円
工事中施設、工事中材料の置場その他これに類するもの	1m ² 1日につき	3円

備考 公園の占用の許可に係る土地の使用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表第5 (第10条関係)

公園施設の設置及び管理の許可をする場合

区分	単位	金額
売店	1年につき	使用させる土地の相続税課税標準 価格に100分の4を乗じて得た 額

備考 公園施設の設置及び管理の許可に係る土地の使用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第6 ～ 別表第11（略）

区分	単位	金額
売店	1年につき	使用させる土地の相続税課税標準 価格に100分の4を乗じて得た 額

備考 公園施設の設置及び管理の許可に係る土地の使用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第6 ～ 別表第11（略）